

令和7年度 指定管理者候補者の選定結果について

施設名	指定管理者候補者	指定期間	担当課	選定方法
市民会館	公益財団法人 志木市文化スポーツ振興公社	令和8年9月1日から 令和13年8月31日まで	市民活動推進課	随意指定
コミュニティスペースつつじ	公益財団法人 志木市文化スポーツ振興公社	令和8年9月1日から 令和13年8月31日まで	志木市民サービスステーション	
志木市民体育館・ 志木市武道館・ 夜間照明施設	ミズノグループ	令和8年9月1日から 令和9年8月31日まで	生涯学習課	

1 選定の基本的な考え方

指定管理者の選定は、原則として公募とし、複数の申請者に事業計画書を提出させるとともに、次の点に留意して選定するものとする。

- ・住民の平等利用が確保されること
- ・事業計画の内容が公の施設の効用を最大限発揮するとともに、管理経費の縮減が図れるもの
- ・事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること

ただし、各施設の特성에応じて、「公の施設の管理方針（第14次改定版）」に規定された理由に該当する場合は、随意指定できるものとする。

2 審査基準

施設毎に定める審査基準による。

3 選定方法及び審査方法

【公募による選定の場合】

(1)選定方法…志木市公の施設の指定管理者候補者選定委員会において、第一次審査として書類審査、第二次審査として面接審査(プレゼンテーション)を行い、指定管理者候補者を選定する。

(2)審査方法

ア 第一次審査…申請者が提出した書類について、委員会が、募集要項で示した審査基準に基づき審査を行い、一定の水準を満たしている申請者を第二次審査に参加できる者として選定する。

イ 第二次審査…第二次審査に参加できる者が行ったプレゼンテーションについて委員会の委員が、募集要項で示した審査基準に基づく項目ごとに、5段階で採点し、その合計点が最も高いものを指定管理者候補者として選定する。ただし、合計点が満点の6割に満たない場合は、指定管理者候補者として選定しない。

【随意指定による選定の場合】

(1)選定方法…委員会において、書類審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

(2)審査方法…申請者が提出した書類について、委員会の委員が、施設毎に定める審査基準に基づく項目ごとに、5段階で採点し、その合計点が満点の6割を超えた場合に、指定管理者候補者として選定する。

4 施設ごとの選定結果

①市民会館

所管課：市民活動推進課

< 審査結果 >

申請団体等	平均得点
公益財団法人 志木市文化スポーツ振興公社	70.0点

< 候補者選定の理由 >

選定の理由
市民会館については、市民会館・市民体育館の新複合施設の整備期間中においても市民活動を支援するため、フォーシーズンズ志木8階に仮施設を設置している。当該施設は、「施設の在り方について検討中の施設や建替え・複合化等の施設整備を近く実施することとしている施設」に該当し、仮施設の安定的な施設運営を継続する観点から、現在の指定管理者である志木市文化スポーツ振興公社に随意指定する方針とする。

上記の結果により、「公益財団法人 志木市文化スポーツ振興公社」を指定管理者候補者と決定する。

②コミュニティスペースつつじ

所管課：志木市民サービスステーション

<審査結果>

申請団体等	平均得点
公益財団法人 志木市文化スポーツ振興公社	68.8点

<候補者選定の理由>

選定の理由
コミュニティスペースつつじについては、市民会館の仮施設と一体的に管理運営することで、運営の効率化につながるほか、市民会館・市民体育館の新複合施設建設工事期間中の限定的な指定となることから、コミュニティスペースつつじ及び市民会館の現指定管理者である志木市文化スポーツ振興公社に随意指定する方針とし、指定期間は5年間とする。

上記の結果により、「公益財団法人 志木市文化スポーツ振興公社」を指定管理者候補者と決定する。

③市民体育館・武道館・夜間照明施設

所管課：生涯学習課

<審査結果>

申請団体等	平均得点
ミズノグループ	75.0点

<候補者選定の理由>

選定の理由
<p>市民体育館については、現在の施設の老朽化の進行状況を鑑みると、老朽化に伴う修繕に係る費用について複数年にわたる積算が困難であることから、安定的な施設運営を図るため、指定期間を1年間に変更し、1年ごとに随意指定を行うものとする。</p> <p>なお、市民体育館については、「施設の在り方について検討中の施設や建替え・複合化等の施設整備を近く実施することとしている施設」に該当し、老朽化した施設の安定的な施設運営を継続する視点から、現在の指定管理者であるミズノグループに随意指定する方針とする。</p> <p>武道館については、市民体育館及び夜間照明施設と一括で指定管理していることから、現在の指定管理者であるミズノグループに随意指定する方針とし、指定期間は市民体育館の指定期間とあわせて1年間とする。</p> <p>夜間照明施設については、市民体育館及び武道館と一括で指定管理していることから、現在の指定管理者であるミズノグループに随意指定する方針とし、指定期間は市民体育館の指定期間とあわせて1年間とする。</p>

上記の結果により、「ミズノグループ」を指定管理者候補者と決定する。